

オープンシェアオフィス入居団体募集要項

1 募集の目的

オープンシェアオフィスにおいて、市民活動団体やボランティア団体等、様々な団体が、事務所機能を共有することにより、省スペース化や多様な団体や人の交流を通じて、市民活動の一層の促進、団体間の連携強化を図ります。

2 応募条件 応募できる団体は、次の項目すべてを満たす市民団体とします。

- (1) オープンシェアオフィスの趣旨を理解し、公益的な活動を行う団体。
- (2) 組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等）が定められている団体。
- (3) 越前市内で、主たる活動を行っており、今後も継続的に活動を行うことが見込める団体。
- (4) 次のいずれかに該当し、会員が原則5人以上で事務所機能を必要としている団体
 - ア 特定非営利活動法人
 - イ 市民公益活動を継続的に推進する任意団体やボランティアグループ（趣味グループ、サークル活動は除く）
- (5) 営利を目的としない団体。
- (6) 宗教活動を目的としない団体。
- (7) 政治上の主義の推進・支持・反対を目的としない団体。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦・支持・反対を目的としない団体。
- (9) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員の統制の下にない団体。
- (10) 他のオープンシェアオフィスの入居団体と連携し、よりよいオフィス環境づくりに協力できる団体。

3 募集团体数 若干数

4 入居期間 令和7年11月1日～令和10年10月31日（3年間）

5 入居にあたっての使用料

区分	金額（年額・光熱水費・消費税相当額込み）
片袖机1本（0.77㎡）あたり	13,297円
1㎡あたり	17,270円

※事務机の数について、希望の台数を置くことができない場合があります。

6 入居にあたっての留意事項

- (1) 入居団体が使用するスペースの位置については、選考後決定します。
- (2) 入居にあたっては、越前市との賃貸借契約を締結します。使用料は、越前市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納めていただきます。
- (3) 電話加入権、通話料・インターネットプロバイダー料など、必要経費は各団体負担です。共用のオフィス機器も用意してありますので、詳細についてはお問い合わせください。
- (4) オープンシェアオフィス内において、相談・問い合わせ対応等を行う際には、他の入居団体にも聞こえていることを前提に、個人情報等へのご配慮をお願いします。また、物品（特に個人情報関連の物品）については、各団体で責任を持って保管していただくようお願いします。
- (5) 入居後は、オープンシェアオフィスを活用した他団体との連携・交流を深める行事等に積極的にご参加ください。
- (6) 入居団体には、活動報告書の提出を求める場合があります。
- (7) 入居団体がオープンシェアオフィス使用の目的、使用許可条件に違反したときなどは、使用の取消し又は変更をすることがあります。

7 応募手続き 以下の書類を提出することとします。

- | | |
|--|----|
| (1) オープンシェアオフィス入居応募申請書（様式第1号） | 1部 |
| (2) 団体概要書（様式第2号） | 1部 |
| (3) 組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等） | 1部 |
| (4) 前年度活動（収支）計算書等、団体の前年度財務状況が分かるもの
※実績がない場合は省略することができる。 | 1部 |
| (5) 前年度事業報告書等、団体の前年度事業結果が分かるもの
※実績がない場合は省略することができる。 | 1部 |
| (6) 今年度活動（収支）予算書等、団体の今年度財務状況が分かるもの | 1部 |
| (7) 今年度事業計画書等、団体の今年度事業計画が分かるもの | 1部 |

8 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 応募受付期間 | 令和7年6月13日～令和7年7月14日 |
| (2) 募集要項説明会 | 随時 |
| (3) 入居団体の審査等 | 令和7年7月下旬 |
| (4) 入居決定 | 令和7年8月 |
| (5) 入居 | 令和7年11月1日 |